

貿易救済措置法務セミナーの開催について

2016年11月

1. 開催趣旨

貿易救済措置はWTO協定の中でも最も頻繁に用いられている措置の一つです。世界的には、毎年200以上のアンチ・ダンピング調査が、20～30の相殺関税調査がそれぞれ行われています。

WTO発足以来、500を越える紛争案件がWTO紛争解決手続きに付託されておりますが、そのうち114件がアンチ・ダンピング協定、111件が補助金及び相殺関税に関する協定にかかる紛争です。

本セミナーは、貿易救済措置に関するWTO判例の最新動向について知見を深めるとともに、内外のWTO法務に携わる者の間での人的ネットワークの構築に資することも目的としており、本分野に関心を持たれる多くの方々にこの機会をご活用いただければ幸いです。

2. 日時

2016年12月13日（火）10:00～12:00

※セミナー後、参加者の親睦を深めるためコーヒータ임을設けます。

3. 場所 経済産業省 別館1階 114会議室（予定）

※セキュリティゲートを通さずに入室可能です。

4. 内容

「貿易救済措置：近年のWTO判例の発展について（仮題）」

報告者：Jesse G. KREIER（世界貿易機関（WTO）参事官）

ファシリテーター／ディスカッサント：

川瀬 剛志（上智大学法学部教授）

ディスカッサント：

川島 富士雄（神戸大学法学部教授）

近藤 直生（大江橋法律事務所弁護士）

使用言語：英語（Q&Aセッションには逐語通訳あり）

5. 主催 経済産業省

6. 問い合わせ先 貿易経済協力局貿易管理部特殊関税等調査室 荘司

電話：03-3501-3462

e-mail：adcddf@meti.go.jp

※参加者数把握のため、ご出席を予定される方は、12月6日までに上記アドレスにメールにてご連絡をいただくと幸いです。